

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日)

目次

- ◆告 示 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
保険医療機関等の指定(保険課)
土地改良区の役員就退任(農村整備課)
土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)
保安林の指定の解除予定(造林課)
林業種苗法による生産事業者の登録(〃)
林業種苗法による生産事業者の登録の失効(〃)
遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◆公 告 危険物取扱作業の保安に関する講習の実施(消防防災課)
クリーニング師試験の実施(衛生課)
- ◆正 誤 平成三年九月鳥取県規則第五十二号中訂正

告 示

鳥取県告示第七百九号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三年十月八日

鳥取県知事 尾 西 邑 次

指定番号	種 別	題 名	書 号	発行記号等	表示された発行所名
4219	雑誌その他 の刊行物	悪女派志願		ISBN 4-06-204 646-56- BX44	エヌケイチー出版
4220	"	紅恋地獄		ISBN 4-06-204 646-60- BX48	エヌケイチー出版
4221	"	夢飛交		雑誌01 428E X-24	エヌケイチー出版
4222	"	淫交・スクール		309A -09	Do 企画
4223	"	フリチイ		SP-11 L	Do 企画
4224	"	FREAK		ST-11 L	Do 企画
4225	"	LEMON PRESS		MK-10 L	Do 企画
4226	"	ベストビデオ	6月号	雑誌 1797 9-6	三和出版株式会社
4227	"	ツツル通信	7月号	雑誌 0155 9-7	三和出版株式会社

4228	〃	おたのしみ生撮女子高生 7月号	雑誌 0211 9-7	考友社出版株式会社
4229	〃	オレンジ通信 7月号	雑誌 0211 89-7	株式会社東京三世社
4230	〃	ザ・ヒットMAGAZINE 7月号	雑誌 1413 5-7	三和出版株式会社
4231	〃	激写通信 10月号	なし	青春画報
4232	〃	週激通信 11月号	雑誌 1134 51	三共図書
4233	〃	VIDEO.GAL通信 45	なし	三共図書出版社
4234	〃	おげちやう1女教師 2	雑誌 5161 9-69	秋田書店
4235	〃	ミルクーコミック vol136	なし	大洋図書
4236	〃	ときめきDカット	なし	日本出版社
4237	〃	ぶるんンチャートTIME	なし	日本出版社
4238	〃	フニヤ1	雑誌 5141 2-38	松文館
4239	〃	ほんわか美術部ですうー	雑誌 5141 2-41	松文館
4240	〃	気になるカッパル	雑誌 5191 1-47	辰巳出版
4241	〃	comic Beat 10月号	雑誌 1138 95-10	株式会社東京三世社
4242	〃	いずみちゃん直線	なし	久保書店
4243	〃	気まぐれなシーズン	なし	久保書店

4244	〃	恋は無休で営業中	なし	久保書店
4245	〃	舞子14	なし	久保書店
4246	〃	花姫ジャンクション	なし	久保書店
4247	〃	トライアングルのパートナー	なし	久保書店
4248	〃	美少女ばっく1	なし	フランス書院
4249	〃	もっど初体験!	なし	フランス書院
4250	〃	許してあげない	なし	フランス書院

鳥取県告示第七百十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基き、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成三年十月八日

鳥取県知事 西 尾 巳 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡本医院分院	鳥取市南栄町一―三	平成三年九月二日
永見齒科クリニツク	境港市誠道町五六―二	"
真誠会医院	米子市河崎五八〇	平成三年九月九日
たなか小児科医院	鳥取市興南町七六	平成三年九月十四日
有限会社杏林堂薬局	鳥取市興南町六七	"
船木齒科医院	西伯郡淀江町大字淀江六九二	平成三年九月十五日
よしだ齒科医院	鳥取市瓦町五〇五	平成三年九月十六日
林兼太郎薬局	鳥取市川端四丁目二一五	"
森下薬局	境港市幸神町三五七	"
石田クリニック	倉吉市鍛冶町一丁目二九一―一二四	平成三年九月二日

鳥取県告示第七百一十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東伯町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 前田正二 東伯郡東伯町大字中尾一六六

" 山下善男 大字森藤一二八

" 米田聡明 大字八反田一四六

" 川西義男 大字逢東五三八

" 仲田孝進 大字杉地三三四

" 盛山孝明 大字槻下七八三

" 山田敬介 大字下伊勢四六七

" 藤本昭之 " 五三九―一

" 吉田六彦 大字浦安二三七

" 桑本數雄 大字保五七

" 椎本 仍 大字丸尾五三一

" 吉田昌昭 大字鋤二四六―五

" 山本一雄 大字矢下五九八

" 古谷範繁 大字槻下一一二九

" 松田進八郎 大字逢東一七一―一

" 石橋純之助 大字鋤七四

" 杉本太郎 大字光好三五九

" 生田博義 大字古長三七六

" 山根徳太郎 大字別宮三三四

丸山一成	大字下大江三二九
上田正宏	大字上伊勢一二四
中原正	大字金屋三三四
吉本清	大字浦安三五五
作本照夫	大字美好一四
中川貞義	大字三保二五五
田中智	大字杉下二一三
岩本豊	大字法万八一〇
横山武美	〃 二〇七
山本繁雄	〃 大栄町大字大谷一三二二一二
谷田巖	〃 東伯郡東伯町大字下伊勢五五九
池口正二	〃 大字光好四六一
前田徳光	〃 大字中尾一六四
池口宏	〃 大字宮場一六四
家森勲	〃 大字三保六八

平成三年九月十三日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	前田正二	東伯郡東伯町大字中尾一六六
〃	山下善男	〃 大字藤森一二八
〃	山本一雄	〃 大字矢下五九八
〃	吉田六彦	〃 大字浦安二三七
〃	桑本數雄	〃 大字保五七
〃	藤本昭之	〃 大字下伊勢五三九一

監事	吉田昌昭	〃 大字勳二四六一五
〃	松田進八郎	〃 大字逢東一七一
〃	杉本太郎	〃 大字光好三五九
〃	山根徳太郎	〃 大字別宮三三四
〃	上田正宏	〃 大字上伊勢一二四
〃	吉本清	〃 大字浦安三五五
〃	作本照夫	〃 大字美好一四
〃	丸山一成	〃 大字下大江三二九
〃	西原成美	〃 大字逢東六二四
〃	盛山博文	〃 大字槻下四八九
〃	山崎定雄	〃 大字槻下九九六一四〇
〃	三嶋貞明	〃 大字金屋三五六
〃	田口八郎	〃 大字下伊勢一六〇
〃	丸山専之祐	〃 大字徳万六二二
〃	家森勲	〃 大字三保六八
〃	手嶋紀男	〃 大字杉下四四
〃	藤原正雄	〃 大字劔一一四一二
〃	山下晃生	〃 大字杉地四一二
〃	清山道行	〃 大字法万七九六一
〃	横山善博	〃 二六一
〃	池口正彦	〃 大字宮場一七三
〃	池口隆	〃 大字古長一八四一一
〃	松下陽之助	〃 大栄町大字大谷一四四一
〃	池口正二	〃 東伯郡東伯町大字光好四六一

米田 聰明 大字八反田一四六
 前田 徳光 大字中尾一六四
 椎本 侑 大字丸尾五三一
 浦上 武司 大字三保三八六

平成三年九月十四日就任 任期四年

鳥取県告示第七百十二号

智頭町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田小規模排水）南方地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成三年十月九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
智頭町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡東郷町大字川上字平七谷二一七の二一、気高郡青谷町大字桑原字境口八〇四の五〇
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第七百十四号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により次の

とおり告示する。

平成三年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号 三百五十六	生産事業者の氏名 山本 俊一	生産事業者の住所 鳥取県倉吉市福光二七七	生産事業の内容 種穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	事業所の名称 山本林業圃	事業所の所在地 倉吉市福光二七七
---------------	-------------------	-------------------------	-----------------------------------	-----------------	---------------------

鳥取県告示第七百十五号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成三年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号 一	生産事業者の氏名 山本 晃	生産事業者の住所 倉吉市福光二七七	生産事業の内容 穂の採取幼苗ならびに幼苗以外の苗木育成	事業所の名称 山本晃苗畑	事業所の所在地 倉吉市福光二七七
-----------	------------------	----------------------	--------------------------------	-----------------	---------------------

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年十月八日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種別	種 別	種 別 番 号
ぱちんこ遊技機	フェアXP-2	株式会社ソフアイ
〃	カバカくんP-3	〃
〃	キングショット	〃
〃	チェリーアタック	〃
〃	スーパーワイド	マルホン工業株式会社
〃	アラビアンナイト	〃

“	ナルちゃん	“
“	スパニッシュスターII	株式会社平和
回胴式遊技機	スーパースペックター	日活興業株式会社
“	デートライオン銀河II	興進産業株式会社

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成 3 年 10 月 8 日

鳥 取 県 知 事 西 尾 邑 次

- 1 受講対象者
危険物取扱者免状の交付を受けている者のうち危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所において危険物の取扱作業に従事している者
- 2 講習の日時及び場所

- (1) 平成 3 年 11 月 25 日（月） 午前 10 時から午後 3 時まで
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- (2) 平成 3 年 11 月 26 日（火） 午前 10 時から午後 3 時まで
倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所講堂

- (3) 平成 3 年 11 月 27 日（水） 午前 10 時から午後 3 時まで
境港市上道町1580 境港市民会館大会議室
- (4) 平成 3 年 11 月 28 日（木） 午前 10 時から午後 3 時まで
米子市樺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
- 3 受講手続き
(1) 受講申請書

県内の各消防署、各市役所及び各町村役場並びに鳥取県総務部消防防災課に備え付けてある所定の申請書によること。

- (2) 受講申請書の受付期間

平成 3 年 10 月 15 日（火）から同月 31 日（木）まで（郵送による場合は、平成 3 年 10 月 31 日（木）までの消印のあるものに限る。）

- 4 受講手数料及びその納付方法
(1) 受講手数料 4,000円
(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

- 5 受講申請書の提出先
〒680 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部消防防災課（電話 0857—26—7064）

- 6 その他
受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づ

き、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成3年10月8日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学科試験	平成3年11月8日(金) 午前10時から正午まで	鳥取市南吉方一丁目71-3
実地試験	平成3年11月8日(金) 午後1時から	鳥取県理容美容高等専修学校

2 受験資格を有する者

学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者(クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和30年法律第154号)附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定するものとみなされる者を含む。)

3 試験科目

(1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗濯物の処理に関する知識
- エ 実地試験

洗濯物の処理に関する知識(薬品の鑑別及び洗濯物の仕分け)

イ 洗濯物の処理に関する技能(染み抜き及びアイロン仕上げ)

4 受験手続き

(1) 提出書類(提出部数 2部)

- ア 受験願書
- イ 履歴書
- ウ 写真(手札形とし、出願前6月以内に正面脱帽で写したもので、なお、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。)
- エ 受験資格を有することを証明する書類

(2) 受験願書の提出先

- ア 鳥取県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する保健所
- イ 鳥取県外に住所を有する者は、鳥取県衛生環境部衛生課(郵便番号680 鳥取市東町一丁目220)

(3) 受験願書の提出期間

平成3年10月18日(金)から同月24日(木)まで(郵送の場合は、普通書留とし、平成3年10月24日(木)までの消印があるものは、有効とする。)

5 試験手数料及びその納付方法

- (1) 試験手数料 7,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付欄にはり付けること。この場合、消印をしないこと。

6 試験会場に持参するもの

- (1) 学科試験 受験通知書及び筆記用具
- (2) 実地試験 アイロン仕上げのできる長そでのワイシャツ(綿の混入率が35パーセント以上のものに限る。)

7 その他

- (1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。
- (2) 試験について不明な点がある場合は、住所地在管轄する保健所又は鳥取県衛生環境部衛生課（電話0857-26-7186）に照会すること。
- (3) 文書によって照会する場合は、62円切手をはった返信用封筒を同封すること。

正 誤

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則（平成三年九月鳥取県規則第五十二号）中次の箇所を誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
 十二 下 十四 要間伐採林 要間伐森林